

## 制度改正による児童手当の申請はお済みですか？



令和6年10月から児童手当制度が一部改正になりました。

児童の養育状況によっては、申請いただければ手当を新たに受給できる場合や増額になる場合があります。

(改正内容の詳細や受給・増額要件については、町HPをご覧ください。)

要件に該当する方は、令和7年3月31日(月)までに申請(必着)いただければ、手当を令和6年10月分にさかのぼって支給します。

まだ申請されていない場合はお早めに手続きをお願いします。

(令和7年4月1日以降に申請された場合は、さかのぼっての支給はできません。申請月の翌月から支給または増額になります。)

特に次の方は手続きがお済みかご確認ください。

- 18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)のお子様を養育しているが、令和6年12月10日に野木町から児童手当の振込が無かった方(公務員の方や、他自治体から児童手当が支給されている児童を除く)
- 令和6年12月10日に野木町から児童手当の振込があり、児童の兄弟等(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)を含めると3人以上のお子様を養育しているが、児童の兄弟等を養育している確認書(増額改定請求書)を提出されていない方

※制度改正に伴う手続きを既にいただいた方は、改めて手続きいただく必要はありません。

※児童手当を受給できるのは、支給対象児童の養育者(父母等)のうち、原則として前年所得が高い方になります。

※養育者のうち所得の高い方が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。

問住民課 ☎(57)4141

## マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ(要予約)



📅2月23日(日・祝)9時～11時30分

【持参する物(必須)】

- カード交付の案内ハガキ
- 通知カード
- 本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】

- 住民基本台帳カード

※上記二次元バーコード読みまたは電話にて申込み

問住民課 ☎(57)4126

## 骨々(コツコツ)教室 ～からだを動かし、骨も元気に！～

「骨々(コツコツ)教室」では、骨密度を高める効果的なトレーニング方法を専門の講師を招いて実施します。ぜひ、お気軽にご参加ください。

📅3月7日(金)10時30分～11時30分

所町保健センター 定先着40名

👤町内在住者 🆓無料

👤運動専門の講師による運動の実践

【持ち物】室内用の運動靴、汗拭きタオル、飲み物  
運動の出来る服装

📅2月3日(月)～電話または直接問合せ先  
問健康福祉課 ☎(57)4171

## 仕事をしながら行う見守り活動 民間協力事業者募集

町では、「接客をしながら」「配達をしながら」…など通常の業務を行いながら、地域住民の方の見守りを行っていただける事業者の募集をしています。

【活動について】

異変や変化を発見した際には、業務に支障がない範囲で、連絡・通報をしていただきます。

もし、連絡・通報ができなかったり遅れてしまった場合でも、その責任は問われません。

【気づきポイント】

- ポストに新聞や郵便物が溜まっている
- 雨戸が閉まった(または開いた)ままになっている
- 部屋の電気が点いた(または消えた)ままになっている
- 何日も同じ洗濯物が干してある
- 以前に配達した荷物が置きっぱなしになっている
- 家の中や庭から異臭がする
- 同じ場所をグルグル動き回っている
- 季節に合わない服装をしている
- 家の中から怒鳴り声や泣き声、大きな物音がする
- 遅い時間に子どもだけで出歩いている(家に帰らない子どもがいる)

【事業者登録情報】

健康福祉課窓口にある「野木町安全・安心見守りネットワーク事業民間協力事業者登録申請書」を記入の上、提出してください。

問健康福祉課 ☎(57)4196